

北見工業大学におけるネーミングライツに関する基本方針

令和7年3月6日制定

1. 趣旨

この基本方針は、ネーミングライツの適正な導入を図るため、募集方法、応募者の選定等の基本的な考え方について定める。

2. 目的

ネーミングライツ事業は、国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）における北見工業大学（以下「本学」という。）の施設及びスペース等（以下「施設等」という。）に対して、公募による愛称等の付与を通じて、当該施設等の魅力・知名度の向上を図り、もって本学及び地域の活性化に資するほか、民間企業等と連携する機会を拡大するとともに、本学の新たな財源を確保し、教育研究環境基盤の強化に資することを目的とする。

また、ネーミングライツ事業は、本学の運営に支障を及ぼさず、当該施設等の用途又は目的を妨げない範囲において行うものとする。

3. 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① ネーミングライツ 本学の施設等に対して企業名、商標名等を冠した愛称等を付与する権利をいう。
- ② ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した企業等をいう。

4. 対象施設

原則として、本学におけるすべての施設等を対象とする。

5. 契約期間

原則として3年以上とする。

6. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、ネーミングライツの取得を希望する企業等が、希望するネーミングライツ料を提示し、本学が、類似する他の施設等の事例、特性（講義室、厚生施設等）、広さ、年間利用者数、主な利用者、その他の事情を総合的に判断し、決定する。

7. ネーミングライツ審査委員会

ネーミングライツパートナー及び愛称等の付与を決定するため、ネーミングライツ審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を置く。

① 審査委員会は、次にあげる委員で組織する。

- I. 副学長（財務、施設担当）※委員長

- Ⅱ. 事務部長
- Ⅲ. 管理課長
- Ⅳ. 管理課施設管理室長
- Ⅴ. 学生支援課長
- Ⅵ. その他委員長が必要と認めた者

②審査委員会は、次にあげる事項を審議する。

- Ⅰ. ネーミングライツパートナーの選定、契約及びその解除に関すること
- Ⅱ. その他ネーミングライツ事業に関し必要な事項

③審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催できない。

④審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは委員長が決定する。

⑤委員長は、審査委員会を主宰する。

⑥審査委員会の事務は、管理課において処理する。

8. 募集方法

ネーミングライツパートナーの募集は、原則として、公募により行い、募集に係わる必要な事項については募集要項による。

9. 契約の締結

ネーミングライツパートナー決定後、機構とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結する。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約更新に際して優先的に交渉することができるものとする。

10. 本学の責務

本学は、設定された愛称等を学内外における呼称として、本学の公式ホームページや広報誌等で幅広く使用するなど普及に努めるものとする。

11. ネーミングパートナーの責務

ネーミングライツパートナーは、設定した愛称等に関する責任の一切を負うものとする。また、当該施設に愛称等を表示した看板等を設置する場合、設置に伴う費用についてはネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーが負担する。なお、撤去に伴う費用も同様にネーミングライツパートナーが負担する。

12. 契約の解除

ネーミングライツパートナーが募集要項に定める応募資格要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれる恐れがあると認められるときは、機構は契約を解除することができるものとする。

この場合、支払い済みのネーミングライツ料は返還しない。

13. 実施

この基本方針は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。